

請 願 文 書 表

受理番号	7-6	受理年月日	7.10.1	付託委員会	議会運営委員会
請願者の 住所及び 氏名	城陽市寺田水度坂15-17 野村 修三 城陽市平川古宮21-12 曾賀野 宏美			紹介議員	土居 一豊
件 名	市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求める請願				
要 旨	市議会議場において、国旗及び市旗を常時掲揚することを 求めます。あわせて、公共施設や教育現場における掲揚の取 り組みを尊重・推進するとともに、旗の意義について、市民 への啓発を行っていただくよう請願いたします。				

1 請願の趣旨

市議会議場において、国旗及び市旗を常時掲揚することを求めます。あわせて、公共施設や教育現場における掲揚の取り組みを尊重・推進するとともに、旗の意義について、市民への啓発を行っていただくよう請願いたします。

2 請願の理由

平成 11 年 8 月 13 日に施行された「国旗及び国歌に関する法律」により、それまでの慣習として定着して来た「日の丸」を改めて国旗であると法律で定められました。自国の国旗に敬意と誇りを持つことは言うまでもなく世界の常識です。国旗は自国を象徴するものであり、国家として重要なものとして、国民の意識と生活に根付いています。

我が国における文化的行事や教育現場の式典の際は勿論のこと、国際政治の場に於いても国家の象徴として「日の丸」はごく自然に掲揚されています。また、国際的なスポーツ大会の会場では日本国民は日の丸の旗を振って選手を応援しており、「日の丸」は我々日本人にとって身近なものとして定着しています。

同時に他国の国旗・国歌に敬意を払うことは、相手の国や国民に敬意を払うことにつながり、進行するグローバル社会においては必須の国際的儀礼であり、基本的なことです。

市内の小中学校における式典では国旗が掲揚されており、次世代を担う子どもたちに対する教育の一環として、郷土愛や公共心を育む上で意義ある取組がなされています。

一方で、市民の代表機関である市議会の議場においては、現在、国旗及び市旗が掲揚されていない状況です。議会は市制の最高意思決定機関であり、市民に対する説明責任を果たす場であることから、議場に国と地域を象徴する旗を掲げることは、国旗と市旗に敬意と誇りを示すものであり極めて大切なことと考えます。

また、国旗や市旗の掲揚は、特定の政治的立場に基づくものではなく、市民の結束と誇りを表現するものであり、地方自治体においても積極的に行われるべきものです。

よって、議場における国旗及び市旗の掲揚を早急に実現していただくとともに、その意義について市民に啓発していただくよう、ここに請願を提出いたします。